

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料に関する規定の整備を行う。

第2 改正の内容

道路法施行令に定める国土交通省が管理する国道の占用料の改定に伴い、岩見沢市内の国道の占用料に準じて、市道の道路占用料を改定する。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第 1 1 号

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩見沢市道路占用料条例（昭和 2 8 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	5 3 0 円
	第二種電柱		8 1 0 円
	第三種電柱		1 , 1 0 0 円
	第一種電話柱		4 7 0 円
	第二種電話柱		7 5 0 円
	第三種電話柱		1 , 0 0 0 円
	その他の柱類		4 7 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280円

	外径が1メートル以上のもの			560円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	3円	
			その他のもの	9円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	750円	
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	470円
		地下に設けるもの			280円
	その他のもの				940円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				940円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			290円	
	地下に設ける通路			180円	
	その他のもの			940円	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	58円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	58円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580円
	標識		1本につき1年	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1か月	58円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	58円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	580円
その他のもの			290円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	940円

政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を 乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1か 月	58円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			94円	
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるも の		Aに0.018を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの			
	地下（トンネル の上の地下を除 く。）に設ける もの	階数が1の もの		Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を 乗じて得た額		
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに0.024を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.017を 乗じて得た額	
政令第7 条第10 号に掲げ る施設及	建築物		Aに0.024を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.017を 乗じて得た額	

び自動車 駐車場		
政令第7 条第11 号に掲げ る応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.024を 乗じて得た額 Aに0.034を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を 乗じて得た額
政令第7 条第13 号に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.024を 乗じて得た額 Aに0.034を 乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲 げる施設		Aに0.034を 乗じて得た額
その他	上記のいずれにも該当しな いもの	市長がその都度定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。